

火山調査研究推進本部火山調査委員会運営要領

令和 6 年 4 月 2 3 日
火山調査研究推進本部
火山調査委員会

(開催及び招集)

第 1 条 火山調査研究推進本部火山調査委員会（以下「委員会」という。）は、必要に応じ開催し、火山調査委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集する。

(意見の聴取)

第 2 条 委員長は、委員会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

(部会)

第 3 条 委員会に、必要に応じ専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。
- 6 部会の運営に必要な事項は、各部会において定めるものとする。

(委員会の公開等)

第 4 条 委員会は、原則として公開とする。ただし、審議途中である未整理の情報によって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合等、委員長が認めた場合には、全部又は一部の議事を非公開とすることができる。

- 2 委員会の会議資料及び議事要旨を公開する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、非公開とした議事に係る会議資料及び議事要旨については、非公開とすることができる。